平成27年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成27年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社ダブルエムジー　代表者西山靖彦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都中野区中野6-32-19 （本社営業所）　東京都文京区本駒込3-30-9
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　10日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
（６）違反行為の概要	平成26年8月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)休憩､仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　1点 当該事業者の累積点数　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

平成27年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成27年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社ＰＬＡＹ　代表者椙山幸正
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都港区白金1-1-7 （本社営業所）　東京都港区白金1-1-7-201
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　40日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
（６）違反行為の概要	平成26年7月23日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(2)乗務時間等告示の遵守違反（運輸規則第21条第1項）、(3)健康状態の把握義務違反（運輸規則第21条第5項）、(4)点呼の実施等義務違反（運輸規則第24条）、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、(6)報告義務違反（道路運送法第94条第1項）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）